

第 5 8 号議案

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成 2 7 年ふじみ野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の規定に基づき、個人番号の利用等」を「に基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 1 1 号に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 別表第 3 の第 1 欄に掲げる照会機関は、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 3 欄に掲げる提供機関が保有する同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を受けることができる。

2 前項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第 1 の 1 7 の項中「平成 2 7 年ふじみ野市告示第 5 9 号」を「令和 6 年ふじみ野市告示第 5 2 号」に改め、同表 2 6 の項中「ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱」を「ふじみ野市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱」に改め、同表に次のように加える。

4 2 市長	住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 3 教育委員会	ふじみ野市就学援助実施要綱（平成 2 5 年ふじみ野市教育委員会告示第 4 号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
4 4 教育委員会	ふじみ野市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和 2 年ふじみ野市教育委員会告示第 4 号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 5 教育委員会	住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項中「又は」を「若しくは」に、「、障害者」を「又は障害者」に改め、「障害者関係情報」という。）の次に「であって規則で定めるもの」を加え、同表 2 の項中「又は」を「若しくは」に、「、災害救助法」を「又は災害救助法」に改め、「救助支給関係情報」という。）の次に「であって規則で定めるもの」を加え、同表 3 の項中「生活保護に関する情報」の次

に「（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてによる生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を含む。以下同じ。）」を加え、「重度心身障害者医療費に関する情報」の次に「又は住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの」を加え、同表４の項中「重度心身障害者医療費に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表５の項中「受給に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表６の項中「遺族年金の受給に関する情報」を「又は遺族年金の受給に関する情報であって規則で定めるもの」に改め、同表７の項及び８の項中「ひとり親家庭等医療費に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表９の項及び１０の項中「課税に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表１１の項中「介護保険給付等関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表１２の項から１７の項までの規定中「課税に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表１８の項中「ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱」を「ふじみ野市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱」に、「難聴児補聴器購入費の」を「難聴児補聴器購入費等の」に改め、「課税に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表１９の項中「情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表２０の項中「情報」の次に「であって規則で定めるもの」を加え、同表２１の項から２５の項までの規定中「課税に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加え、同表に次のように加える。

２６ 市長	住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、児童福祉施設等の入退所情報、障害者関係情報又は遺族年金の受給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	--

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第５条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
------	----	------	--------

1 教育委員会	ふじみ野市就学援助実施要綱による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	ふじみ野市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住民登録外者宛名番号管理機能による住民登録外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

第2条 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から45の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中2の項を削り、同表3の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の次に「（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」を加え、「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項中「医療給付等関係情報」を「国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療給付等関係情報」という。）」に、「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例第2条の改正規定
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部
を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の
施行の日

(2) 第 2 条の規定 令和 7 年 6 月 1 5 日

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第
9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6
年デジタル庁・総務省令第 8 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ
野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提
出するものである。